

<別紙 1>

介護老人保健施設あねとす 重要事項説明書
「短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）共通」

（令和 8 年 9 月 1 日現在）

1. 事業者（法人）の概要

- ・法人名 医療法人 好文会
- ・代表者 常務理事（理事長職務代行者） 坂本尚隆
- ・所在地 埼玉県深谷市人見 1 9 7 5 番地
- ・設立年月日 昭和 5 1 年 1 1 月 1 8 日

2. 施設の概要

（1）施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設あねとす
- ・開設年月日 平成 2 9 年 4 月 1 日
- ・所在地 埼玉県深谷市人見 1 9 7 5 番地
- ・電話番号 048-570-0511 ・ファックス番号 048-570-0512
- ・携帯電話 070-2484-7037
- ・管理者名 門倉 憲夫
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（ 1154680043 号）

（2）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設あねとすの運営方針]

「利用者様・ご家族様の尊厳を守り、安全で質の高いケアの提供に努め住み慣れた地域での生活が継続出来る様に、また、自分らしく自立した生活が送れる場所に帰れるように支援致します。」

（3）施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間
・医 師	2		
・看護職員	10	1	1
・薬剤師		1	
・介護職員	21	3	3
・支援相談員	3		

・理学療法士	3		
・作業療法士	2	1	
・栄養士	1		
・介護支援専門員	1		

- (4) 入所定員等 ・定員 70 名
 ・療養室 2 人室 2 室、3 人室 2 2 室

3. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 朝食 8 時～
 昼食 1 2 時～
 夕食 1 8 時～
- ④ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低 2 回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑦ リハビリテーション
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑩ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑪ 理美容サービス
- ⑫ 行政手続代行
- ⑬ その他
 ＊これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名 称 あねとす病院
- ・住 所 埼玉県深谷市人見 1 9 7 5 番地
- ・電話番号 0 4 8 - 5 7 1 - 5 3 1 1

・協力歯科医療機関

- ・名 称 すずき歯科医院
- ・住 所 埼玉県深谷市長在家 3 7 5 - 2
- ・電話番号 0 4 8 - 5 8 3 - 6 7 8 9
- ・名 称 尾島デンタルクリニック
- ・住 所 群馬県太田市下田島 1 0 4 9
- ・電話番号 0 2 7 6 - 6 1 - 3 7 1 8

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「利用同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

5. 施設利用に当たっての留意事項

- ・当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとします。
施設利用中の食事は、特段の事情ない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととします。
利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととします。
- ・面会は感染状況によりしますので、詳細はお知らせをご覧ください。
- ・消灯時間は、21:00 とします。
- ・外出・外泊は、事前に届け出て、医師の許可を得ていただきます。
- ・飲酒は、原則として禁止とします。
- ・施設内は原則、禁煙といたします。
- ・火気の取り扱いは、原則として禁止といたします。
- ・設備・備品の利用は、事前に施設管理者に申し出て許可を得ていただくこととします。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、日常生活に必要な物最小限とさせていただきます。
- ・金銭・貴重品の管理は、原則自己責任とし、必要のないものは持ち込まないこととさせていただきます。
- ・外泊時等の施設外での受診は、速やかに施設の医師にご連絡いただき、指示を仰いでいただくこととします。
- ・ペットの持ち込みは、原則として禁止とさせていただきます。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止とします。

6. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー設備、屋内消火栓設備、火災通報設備、消火器
- ・防災訓練 年2回

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

相談担当者	支援相談員：中村奈月、高橋拓真、上林悠人
電話番号等	電話番号 048-570-0511 FAX 番号 048-570-0512
窓口開設時間	月曜日～金曜日 8時30分から17時00分まで

連絡のあった相談又は苦情（以下「苦情等」）については、概ね以下の手順により事務処理します。

- ・利用者等から苦情等を受け付けた場合は、速やかに「相談・苦情等受付簿」に記載する。
- ・受け付けた苦情等に対しては、利用者宅等を訪問するなどし、速やかに事実関係の確認を行うとともに、今後の対応や予定を説明し了解を得る。
- ・苦情等の原因等を正確に把握・分析するため、関係者の出席のもと検討会議を開催し、原因の究明と、対応策の協議を行う。
- ・苦情等の申出者に、その結果又は解決に向けての対応策等の説明を行い理解（同意）を得る。
- ・改善を速やかに実施し、改善状況等を確認する。（損害を賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行う。）

- ・苦情等の内容により、必要に応じて深谷市・大里広域市町村圏組合・国民健康保険団体連合会に報告を行う。
- ・同様の苦情等が繰り返さないよう、一連の事務処理の内容を記録し、従業者へ周知するとともに、研修等の機会を通じて再発防止に努め、更なるサービスの質の向上を目指す。
- ・「相談・苦情等受付簿」など一連の記録については、その解決の日から2年間保存する。

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

深谷市 福祉健康部 長寿福祉課 介護保険係	0 4 8－5 7 1－1 2 1 1
大里広域市町村圏組合 介護保険課	0 4 8－5 0 1－1 3 3 0
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係	0 4 8－8 2 4－2 5 6 8 (苦情相談専用)

9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。